

就業前長期研修 評価方法及基準（案）について

1 評価基準について

評価単位は科目ごと、評価項目は「出席」、「取組姿勢」、「筆記試験」、「技能検定」、「資格取得」とし、下表のとおり科目の特性に応じて適用する項目を設定する。

区分	科目名	講義時限数			評価項目					備考
		座学	実習	計	出席	取組姿勢	筆記試験	技能検定	資格取得	
「知識」の習得	森林・林業の基礎	19	16	35	○	○	○			
	樹木学	4	10	14	○	○	○			
	森林保護	4	10	14	○	○	○			
	林産利用	21	58	79	○	○	○			
	林業経営	12	26	38	○	○	○			筆記試験はレポートにより評価
	先端林業技術	8	99	107	○	○		○		
	放射性物質対策	5	9	14	○	○	○			
「技術」の習得	造林・育林技術	15	102	117	○	○				
	伐木・造材	21	143	164	○	○		○		
	測量・測樹	18	51	69	○	○				
	林業機械	6	67	73	○	○				
	林内路網	7	56	63	○	○				
	安全衛生	10.5	35.5	46	○	○				
「資格」の取得	技能講習・特別教育及び安全衛生教育等	146.5	135.5	282					○	
「インターンシップ」	就業体験（インターンシップ）	42	147	189	○	○				取組姿勢は受入先の評価及び報告会の内容による
	総合講義	119	62	181	○	○	○			筆記試験はレポート等により評価
		458	1027	1485						

2 評価の方法について

(1) 一次評価者は原則として科目担当の職員とし、インターンシップを除く全ての研修に同行して研修生の「出席」や「取組姿勢」を評価する。

(2) 評価項目ごとの具体的な評価方法は以下のとおりとする。（下線部は前回からの変更箇所）

評価項目	評価方法（案）
出席	科目ごとに規定時限数の80%以上の出席をもって「可」とし、それを下回る研修生が生じた場合、80%以上となるよう補講等により対応する。（80%以上の出席がある科目でも、欠席の研修内容により必要に応じて補講等を実施。）
取組姿勢	毎日の講義終了後にふり返しシート（仮称）の記載を求め、その内容について評価する。評価の結果、履修に至っていないと判断される場合は、当該講義については欠席と同様の扱いとする。併せて、科目担当職員が研修生の受講状況を適宜確認し、その結果も評価に反映する。 なお、就業体験（インターンシップ）については、受入先が研修生の評価を行う仕組みを構築することとし、当該評価に加え就業体験終了後の報告会等における内容を総合的に判断して評価を行う。 ※以下は、科目担当職員が受講状況を確認するための内規として整理 講義中に以下の行為等が確認された場合、当該講義については欠席と同様の扱いとする。 【対象行為：出席した研修生において、ほとんどの時間居眠り・内職・講師の話を聞いていない、また、実習において故意に危険を冒す、その他不適切と認められる行為】
筆記試験	「知識の習得」の講義において実施するものとし、講義が概ね終了する年末に筆記試験を行い、評価する。試験内容は各科目網羅的に出題することとし、試験の成績は研修生に提供するとともに、科目ごとに6割未満の試験結果となった研修生に対しては、当該科目に対して補講等を行う。 また、一部科目についてはレポートの提出を求め、その内容を総合的に評価する。
技能検定	「先端林業技術」及び「伐木・造材」については、別に定める技能検定の修了をもって評価する。
資格取得	当該資格の取得をもって評価する。

(3) 最終的な評価は、県林業研究センター内に設置する委員会において決定することとし、研修を修了したと認められる研修生には修了証を交付する。